

令和 8 年度

救急業務のあり方に関する検討会

第1回資料：今年度の検討の進め方

令和8年7月22日(水)
消防庁

令和8年度救急業務のあり方に関する検討会

検討会の趣旨

- 救急業務に関する施策は、消防関係者のみでは成り立たず医療側の協力が不可欠である。本検討会は、消防関係機関に加え、救急医療に知見の深い医療関係者や日本医師会の関係者等の有識者に御参画いただき、毎年度開催している。
- 増大、多様化する救急需要に対応するために、救急業務の諸課題解決にむけて本検討会で検討し、制度改正や通知の発出など必要な施策展開へと繋げるにより、救急業務の円滑な実施と質の向上を図る。

令和8年度検討会の主な検討事項

(1) マイナ救急の全国展開に係る検討

救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）について、令和7年度は、全国すべての720消防本部、5,334隊において実証事業を実施し課題を整理するとともに、スマートフォンのマイナ保険証利用に向けてのシステム改修を行った。

令和8年度は、本格運用を開始した各消防本部の救急活動要領等を把握し、奏功事例等の水平展開を図るとともに、厚生労働省で構築を進めている救急医療情報連携プラットフォーム※にマイナ救急で得られる受診歴などの情報を連携させるための取組や各種課題の整理を行うため、引き続きWGを設置し検討を行う。

※ 救急隊が傷病者情報を複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有できるプラットフォーム

(2) 救急業務の体制に関する検討

令和7年度は、増大する救急需要への対策や救急業務の質の向上の観点から、救急業務の体制の強化に向けて検討を進めてきた。（日勤救急隊の導入推進の検討、救急業務の高度化を踏まえた救急隊のあり方等）

令和8年度は、引き続き救急業務の体制の強化に向け、「救急隊の救急救命士2名以上体制」、「指導救命士のあり方」について検討を行う。

(3) JRC蘇生ガイドライン改訂への対応

令和8年7月に一般社団法人日本蘇生協議会による「JRC蘇生ガイドライン」が改訂・公開され、日本救急医療財団による心肺蘇生法委員会において「救急蘇生法の指針」の改訂が予定されている。これらの動向を踏まえ、一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法への影響についての整理を行うとともに、応急手当の普及啓発や心肺蘇生に関係する各要領の改定等について検討を行う。

その他（報告事項）

- 救急業務全般に係るフォローアップの3周目として、全国の都道府県を4年間（令和6～9年度）で訪問する。課題が顕在化している消防本部への個別訪問等を通じて、各地域の課題をより深く把握するとともに、救急業務の円滑な推進に資するために必要な助言を行い、全国的な救急業務のレベルアップを図る。

【参考】令和7年度 救急業務のあり方に関する検討会 中間とりまとめ（概要）

- ・高齢化の進展等による救急需要の増加や、国民の救急業務に求めるニーズの多様化、救急救命士の救急救命処置の範囲の拡大の検討等により、救急隊の担う役割はより一層大きくなると考えられる。いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供できるかが近年の救急業務に係る主要な課題。
- ・「救急業務のあり方に関する検討会」では、令和7年度から、①「マイナ救急の全国展開に係る検討」、②「救急業務の体制に関する検討」、③「JRC 蘇生ガイドライン改訂に対する検討」の3つのテーマについて2か年で検討を行っており、今回はこれまでの取組を総括するとともに、次年度報告書に向けて中間とりまとめを行った。

1. マイナ救急の全国展開

- ・令和7年の実証事業は、令和7年10月1日から、全国すべての720消防本部、5,334隊の救急隊が一斉に実証を開始。
- ・マイナ救急実施率について、令和6年度に比べ上昇（8.0%→17.4%）。
- ・有用性について、情報の正確性の裏付け、搬送先の医療機関選定、医療機関への引継ぎ、傷病者の説明負担軽減について有用性が高い。
- ・現場滞在時間について、現場到着前にシステムへの事前ログインやマイナ救急の事前説明を行っているケース（約4割）では、1分～2分程度短縮。
- ・操作性について、約7割の救急隊員が「特に問題なし」と回答があった一方で、ログインの負担軽減を求める意見あり。
- ・広報について、マイナ救急の認知度は15ポイント上昇（8月下旬：23.6%→12月上旬：38.6%）。
- ・マイナ保険証を搭載したスマートフォンへ対応するためのシステム改修を行い、令和8年4月にリリース。
- ・救急医療情報連携プラットフォームに連携する上での課題を整理。

2. 救急業務の体制に関する検討

（1）日勤救急隊の導入

- ・日中に多い救急需要への対応や、女性救急隊員の活躍も含めた救急隊員の多様な働き方にも資する。
- ・日勤救急隊の導入によって得られた効果等について導入例を取りまとめた。
- ・AIを活用した救急隊運用最適化の手法により、日勤救急隊を含めた救急隊の効果的な増隊・配置シミュレーションを促進。

（2）救急業務の高度化を踏まえた救急隊のあり方

①救急隊の救急救命士2名以上体制

- ・9割を超える救急隊が常時1名以上救急救命士が搭乗できる体制を構築。一部の救急隊で2名以上救急救命士を運用している消防本部は9割弱。
- ・2名以上搭乗することにより、救急救命士の処置の負担軽減、特定行為等の実施精度・安全性の向上、処置・判断の迅速化等が期待される。
- ・一方、救急救命士の有資格者数が足りないことから、2名以上で運用していない消防本部が多い。
- ・地域によって救急業務の実情が異なることや、消防本部ごとに運用が異なることに留意し、救急救命士2名以上体制を推進する上での現状と課題を整理し、今後の体制整備のあり方について検討していく。

②指導救命士のあり方について

- ・平成26年度以降、都道府県メディカルコントロール協議会による認定が開始された指導救命士の配置により、救急隊員教育等に効果があると考えられる消防本部が9割を超えている。
- ・一方で、認定要件には地域差があることも事実であり、特定行為施行経験や教育・研究経験の要件の採用率は約7割弱。
- ・特定行為に関する指導を行う機会もあると考えられ、認定要件として、全ての特定行為の認定を受けていることが望ましい。

3. 蘇生ガイドライン改訂への対応

- ・今後発表予定のJRC蘇生ガイドライン2025及び救急蘇生法の指針2025の知見に基づき、消防機関による一般市民への応急手当講習や救急隊員が実施する心肺蘇生法等に関する検討を行っていく。